

「明治150年・京都の奇跡プロジェクト」におけるシンポジウム
及び広報等実施業務 公募型プロポーザル募集要領

1 募集の趣旨

- ア 平成30年は、明治元年から満150年の節目に当たります。本市では、この機会に、各種催しや広報等を通じて、明治維新による都市衰退の歴史的危機を克服した、京都の先人の取組等を市民ぐるみで振り返り、その意義を見直し、誇りを共有し、今と未来に活かすことを目指す「明治150年・京都の奇跡プロジェクト」（個々の事業の総称の事業名）（以下「京都の奇跡プロジェクト」という。）に取り組んでいます。
- イ この度、本プロジェクトの一環として、明治期の京都における先進的な取組や、市民生活、文化等についてわかりやすく伝えるとともに、本プロジェクトへの市民の関心や事業の機運を高めるきっかけづくりを目指すシンポジウム（講演・パネルディスカッション等、オープニングイベント、ロビーでの明治の写真展など）（以下「明治150年シンポジウム」という。）等を開催することとしています。
- ウ これに当たり、明治150年シンポジウムの実施、及び同シンポジウム、その他の関連事業並びに「京都の奇跡プロジェクト」全体の広報等について、業務を一体的・効果的に実施するため、民間事業者の専門的能力を活用することとし、その際、競争性を確保するとともに、企画力等を重視した選定を行うため、プロポーザル方式による選定を行うこととします。
- エ ついては、当該業務の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）を募集します。

2 参加資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とし、(2)に該当する者が事業受託者に決定した場合は、協定締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
- ア 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること

- エ 国税及び地方税及びその他本市に対する債権等を滞納していないこと
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

5 委託金額の上限

2,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務の実施に係るすべての費用を含みます。

6 参加申請書の提出

(1) 提出書類

受託希望者におかれては、様式1の参加申請書を、提出締切日までに、下記(2)の提出先に提出してください。

(2) 提出先（※ 持参に限ります。事前に連絡をお願いします。）

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当（担当：渡邊，西田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3981

メール seisakukikaku@city.kyoto.lg.jp

(3) 提出締切日

平成29年10月6日（金）

(4) 受付時間

午前9時～午後5時（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

受託希望者におかれては、京都市から提供する参考資料(下記(2))を基に、別紙1の提出書類一式（※）（ただし、参加申請書を除く）を、提出締切日までに、下記(3)の提出先に提出してください。

※ 提出書類の主な内容

- ア 「明治150年シンポジウム」(上記1イ)の実施内容に係る企画提案
(主要プログラムである「明治期を振り返る講演やパネルディスカッション」を、より多くの市民にとって興味深く、親しみやすいものにするための、パネリスト及び司会兼コーディネーターの案や、オープニングイベントの案、ロビー企画(明治の写真展ほか)、その他の工夫等)
- イ 明治150年シンポジウム, その他の関連事業並びに「京都の奇跡プロジェクト」全体の広報に係る企画提案
(1年を通じて「明治150年」の機運を高めるための効果的な広報戦略や広報ツールの提案, 広報ポスターのデザインの提案等)

(2) 参考資料

本市から提供させていただく参考資料は、①京都市長記者会見資料、②シンポジウムの概要です。

①は、ホームページからダウンロードし、ご確認ください。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000225112.html>)

②は、参加申請書を御提出いただいた際にお渡しします。

(3) 提出先(※ 持参に限ります。事前に連絡をお願いします。)

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当(担当:渡邊,西田)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3981

メール seisakukikaku@city.kyoto.lg.jp

(4) 提出締切日

平成29年10月16日(月)

(5) 受付時間

午前9時～午後5時(土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。)

8 受託候補者の選定

受託希望者からの企画提案書等の提出及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会で審査のうえ、受託希望者の順位を決定します。

なお、受託希望者が1事業者であった場合も、プレゼンテーションを実施し、企画提案内容を審査のうえ、決定します。

(1) プレゼンテーション ※詳細は別途通知します。

提出資料等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

- ア 日時 10月中旬頃予定
- イ 場所 未定（市役所内会議室を予定）
- ウ 時間 1事業者あたり20～30分程度
- エ 内容 企画提案書等に基づき、企画力など本件受託業務を遂行するうえで自社が優れている点についてプレゼンテーションを行い、必要に応じて、京都市から質疑を行います。
- オ 出席者 出席者は3名までとします。なお、出席者には本受託事業の責任者を含めてください。

(2) 審査

京都市は、受託候補者の選定のために審査委員会を組織し、受託希望者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、以下の審査項目により審査します。

また、審査は次の項目において各審査員が行い、各項目における各審査員の審査結果から算出する平均点の合計得点を審査結果とし、最も順位の高い提案者を受託候補者として選定します。ただし、各項目の合計点が6割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

審査項目	評価のポイント	評価対象	配点
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容が、明治期についての認識、シンポジウム等による機運醸成の視点など、本業務の趣旨・目的について十分理解し、それに沿った企画となっているか ・幅広い層にわかりやすく、明治期の先進的な取組を伝える演目が考えられているなど、市民理解の醸成を図る企画であるか ・提案者独自のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫により、多くの市民が「明治期」に興味を持ち、効果が見込める企画であるか ・当事業を広く周知でき、誘客が期待できる効果的な広報宣伝となっているか 	・別紙1の2②～③	70
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定められた業務を的確かつ迅速・安定的に実施するために必要な体制を確保しているか 	・別紙1の2④	10
受託希望金額	<ul style="list-style-type: none"> ・企画力、実施体制の質の高さ等に応じた受託希望金額であるか <p>※ 受託希望金額の評価については以下の数式により算出。 なお、小数点以下の端数が生じた場合、切り捨てる。 $\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$</p>	・別紙1の3	10
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、自社において本業務に関連する業務を実施した実績（同種・類似業務実績）があるか 	・別紙1の2⑤	10
合計点数			100

※ なお、本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業からの応募があった場合は、別途2点を加点する。

※ 受託事業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、本市が書面により承認した場合はその限りではありません。

(3) 京都市は、前述の審査後、速やかに受託希望者に対し、順位を文書で通知するとともに、受託希望者第一順位の事業者（以下、「第一受託候補者」という。）（同じ評価の場合は、見積額の低い者を上位の順位とする）と受託内容の確認、委託金額の価格交渉を行います。なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けません。

(4) 通知を受けた者から問合せがあった場合は、次の各号に掲げる項目について回答します。

ア 当該受託希望者の合計点

イ 第一受託候補者名及びその他の受託候補者名

ウ 第一受託候補者の合計点及び提示金額

(5) 受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表します。

9 審査後の手続き

第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。

ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の受託候補者と契約協議を行います。

10 提案に当たっての留意事項

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、受託希望者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は、受託希望者に返却しないものとします。

(3) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、本市複製を作成することがあります。

(4) 本市から提供した参考資料を、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁じます。

(5) 書類提出後の追加及び修正は、一切認めません。

11 主なスケジュール

10月 6日（金） 参加申請書提出締切り

10月16日（月） 企画提案書等提出締切り

10月中旬 受託希望者のプレゼンテーション

10月下旬 受託候補者との契約協議

契約協議終了後 受託者の決定・契約

1.2 問い合わせ（質問書の提出）

本件募集内容について質問がある場合は、質問書（別紙2）により、次の通り受け付けます。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じません。

なお、本要領及び仕様書等に対して質問ができるのは参加申請書の提出者のみとします。

(1) 提出方法

電子メールで次のアドレスに送付すること

<メールアドレス> seisakukikaku@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出期限

平成29年10月6日（金）午後5時

(3) 回答方法

参加申請書の提出者全員に対して、質問事項及びその回答を電子メールで通知します。